



少年サポートセンターの活動

少年サポートセンターでは、少年問題に関する専門的な知識と技能を有する少年警察補導員が、「非行や不良行為等の問題行動を繰り返す少年」や「犯罪被害に遭った少年」等に対して個々の少年の問題に応じた助言や面接指導などを通して、少年の立ち直りを支援しています。

相談

活動、支援活動

面接や電話、メールによって、少年自身や保護者等から、非行問題、交友問題、犯罪被害等少年問題に関する相談に応じ、必要な助言・指導を行っています。

また、電話・面接相談に加え、農業体験活動や社会奉仕活動などの体験活動、あるいは大学生サポーター及び警察ボランティアとの和やかなふれあいを通して、少年の立ち直りに必要なコミュニケーション能力や社会性を身につける手助けを行っています。

こんな相談に応じています

【少年自身】

- 学校でいじめなど嫌なことがある…
- 家族のことで悩んでいる…
- ネットで知り合った人に画像を広められた…

【保護者】

- 夜遅くまで、子どもが家に帰ってこない…
- 万引きや家族のお金の抜き取りを繰り返し、注意しても直らない…

【学校】

- 生徒が不良行為を繰り返している…
- 学校に寄りつかず不良グループと交友している…



面接の様子



農業体験活動の様子



砂丘清掃活動の様子

街頭

補導活動

繁華街や公園など、少年のたまり場になりやすい場所を巡回し、タバコを吸ったり、学校をさぼったりしている少年を補導し、家庭連絡を行っています。

情報

発信活動

学校や保育園などにおいて、パワーポイントや掲示物を活用して、非行・薬物乱用防止、インターネット被害防止（ネット被害・性犯罪被害）について講話や指導などを行っています。



薬物乱用防止教室の様子



少年警察補導員とは？

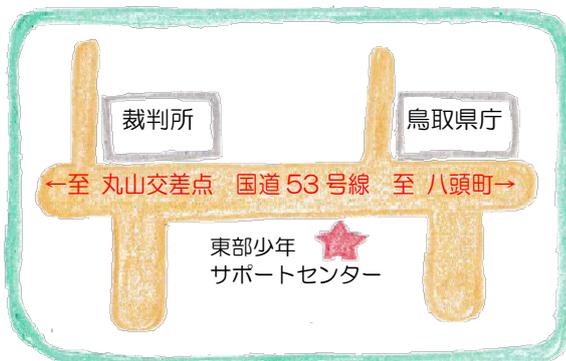
少年警察補導員は、少年の非行防止、健全育成を図るため、「少年相談」、「少年の補導活動」、「被害少年の支援活動」、「広報活動」等を専門にしている警察行政職員です。（臨床心理士の資格を取得した職員を含む。）
少年サポートセンターのほか、倉吉警察署に勤務しています。



少年サポートセンターはどこにあるの？

東部少年サポートセンター

鳥取市西町1丁目401番地
鳥取県庁西町分庁舎1階
(0857) 22-1574



西部少年サポートセンター

米子市糺町1丁目202番地
米子市営武道館1階
(0859) 31-1574



相談対応時間は平日午前8時30分から午後5時15分です。

その他の警察少年相談窓口

ヤングメール

youngmail@pref.tottori.lg.jp

(夜間及び土日祝祭日は受信のみとなります。)

中部少年サポートテレホン (0858) 48-1574



はとろくん